

佐賀県選挙管理委員会告示第 45 号

平成 27 年 8 月 2 日執行の太良町議会議員選挙に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

平成 27 年 10 月 20 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

裁 決 書

佐賀県藤津郡太良町大字系岐 1438 番地 3

審査申立人 松 崎 近

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成 27 年 9 月 25 日に提起された、同年 8 月 2 日執行の太良町議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、佐賀県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを却下する。

理 由

1 審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、平成 27 年 8 月 14 日に太良町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対して異議の申出を行ったところ、町委員会は、同年 9 月 2 日に当該異議の申出を棄却する決定をしたことから、この決定を不服として、郵送により当委員会に対して本件選挙における当選の無効を求める審査の申立てを行った。

2 当委員会の判断

選挙の当選の効力に関する審査の申立ては、公職選挙法（昭和 25 年法律

第 100 号。以下「法」という。) 第 206 条第 2 項の規定により異議の申出の決定書の交付を受けた日又は法第 215 条の規定による告示の日から 21 日以内に行うことができるとされている。

また、審査の申立期間の計算については、一般原則に従い、決定書の交付を受けた日又は法第 215 条の規定による告示の日の翌日を初日として計算し、その期間末日が条例で定められた地方公共団体の休日に当たるときは、法第 270 条の 3 及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 4 条の 2 第 4 項の規定により、休日の翌日をもってその期限とみなすものと解されている。

さらに、審査の申立書を郵送によって提出した場合には、法第 216 条第 2 項において行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 14 条第 4 項の規定を準用していないことから、郵送に要した日数は審査の申立期間に算入するものと解されている。

このような観点から、本件審査の申立てが適法か不適法か審査する。

町委員会は、申立人に対して決定書の交付を平成 27 年 9 月 2 日に行ったとされているが、このことは申立人も本件審査の申立書により認めているところであり、新聞報道においても確認できる。

この結果、本件審査の申立てができる期間は、法第 206 条第 2 項の定める期間の末日に当たる同月 23 日が、佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第 29 号）第 1 条第 2 号に定める国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条に掲げる秋分の日であることから、翌日の 24 日までとなり、本件審査の申立書は当委員会へ同月 24 日までに到着する必要がある。

この点、郵送に使用された封筒の状況を見るに、本件審査の申立書は鹿島郵便局の窓口から同月 24 日に差し出された旨の証紙が貼付され、また、佐賀中央郵便局において同月 25 日の午前 0 時から午前 8 時までに受領した旨

の受付印が押印されており、当委員会を含め、県庁宛の送付文書を一括して受け付けている佐賀県経営支援本部法務課の窓口にて、現に同日午前 10 時に到着している。

したがって、本件審査の申立ては、法第 206 条第 2 項に規定する審査の申立期間を経過した後になされたことが明らかであり、不適法なものとして却下を免れない。

以上のことから、本件審査の申立ては不適法であるから、法第 216 条第 2 項において準用する行政不服審査法第 40 条第 1 項の規定により、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成 27 年 10 月 20 日

佐賀県選挙管理委員会

委員長	大	川	正二郎
委員	馬	渡	洋三
委員	向	井	敏子
委員	篠	崎	とも子

教 示

この裁決に不服があるときは、公職選挙法第 207 条の規定により、佐賀県選挙管理委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第 215 条の規定による告示の日から 30 日以内に、福岡高等裁判所に訴訟を提起することができる。